

令和3年度第4回区長会議 議事要旨

開催日時： 令和3（2021）年10月16日（土）
第1部：午前9時から午前10時ごろ
開催場所： 多治見市産業文化センター 5階大ホール
出席者： 区長（48名）、市長、市議会議長、区長会事務局
欠席者： 第21区区長、第49区区長

会議内容

- 1 区長会長あいさつ
- 2 市長あいさつ
- 3 市議会議長あいさつ
- 4 議題

区長会長

本日の区長会議は、2部制で開催し、第1部は午前10時終了予定で進めさせていただきました。その後、第2部として意見交換会を開催する予定で進めさせていただきます。

本日は市議会議員の方々も大変忙しいタイミングにもかかわらず意見交換会にご出席いただけると伺っている。この話し合いがどれだけ大きく問題点の解決に繋がるかはわからないが、少なくとも区長が抱える問題点を市議会議員のみなさまとも共有でき、そのことが少しでも問題解決に繋がれば幸いと考えているのでご協力をお願いしたい。

それでは、会議に先立ち、区長のみなさまが質問・発言される場合は大きく挙手をお願いする。こちらから指名後、事務局がマイクを持参するため、その後区の番号を言ってから発言願う。

また、市役所担当課の議事の説明はできるだけ簡潔をお願いしたい。あわせて区長のみなさまの質疑についても、できる範囲で簡潔明瞭にさせていただくようご協力を求める。

【区長への周知】

(1) 多治見市全域をサポートできる保護司の確保とそのための候補者の推薦について

区長会長 「議題1：多治見市全域をサポートできる保護司の確保とそのための候補者の推薦について」説明を求める。

多治見保護区 多治見保護区保護司会の会長である。副会長から説明させていただく。

保護司会 貴重な時間をいただき感謝申し上げます。

保護司というのは、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアである。実際に罪を犯した人たちは警察に逮捕され、いろいろな手続きを経て施設に収容される。その後、ずっと矯正施設にいるわけではなく、一定期間を経て社会に戻ってくる。その後、満期になるまでの間、保護観察の期間があり、保護司はその際、罪を犯した人が、うまく社会に溶け込んでいけるよう社会で生活できるようにお手伝いをしたり、相談に乗ったり、アドバイスしたりという保護観察の仕事を担当。

それから、もう一つ環境調整という仕事がある。これは、矯正施設から社会に出てくるにあたり、帰住地の確認や、家族などの引受人が受け入れる意思があるかどうか、社会に帰ってきた後、生活していけるかどうか、仕事をどうするか、学校をどうするか、そういったことを調整する環境調整という役割を担っている。

法務大臣から委嘱された更生保護のボランティアであるため、給料はない。ただ、活

動にかかる実費弁償は一定の基準で国からされる。

そういう保護司が、現在のところ、多治見市には 35 名おり、定員 39 名に対し 4 名欠員という状況である。

先ほど話した環境調整に取り組んだ事例は、9 月は 27 件あった。27 件の事例であれば、35 名で足りているのではないかとの意見をお持ちの方もあると思うが、8 月は 29 件、7 月は 30 件と毎月 30 件程度は事案があり、35 名では十分でない状況である。

また、保護司には定年があり、75 歳で定年を迎える。そこで、いままでは、退職される方がいるとの方が後任を探してきて、補充していくという形が多かった。しかし、資料 2 ページ目に示したとおり、各地域で多少従事している人員数に差がある。

昨今、「あなたのまちに民生委員」という CM が放送されているが、一方、保護司は各地域に必ずいるとは限らない。しかし、罪を犯した方が多治見市内に全くいないわけではない。したがって、保護司は市内全体を網羅し、存在することが必要だと考える。

また、罪を犯した人への対応以外にも犯罪予防活動として、学校での薬物乱用防止講座を行ったり、区長にもご協力いただいている社会を明るくする運動等をしたりと犯罪防止活動にも力を入れている。

こういった活動をする保護司の必要性をご理解いただき、各区のことを非常に良く知っている区長に、ぜひ候補者の推薦をお願いしたい。興味を持たれている方等があれば、くらし人権課もしくは保護司会へ連絡願う。連絡いただいた方については、保護司会から説明、お願いに参上する。

区長会長 「議題 1：多治見市全域をサポートできる保護司の確保とそのための候補者の推薦について」、質問はあるか。

区長 質問なし

**多治見保護区
保護司会** 補足説明させていただきたい。65 歳以下の方が対象になるので、あわせてお願いしたい。男性、女性、職業は一切問わないので、広くご紹介をお願いしたい。

(2) 令和 3 年度市民と議会との対話集会の開催について

区長会長 「議題 2：令和 3 年度市民と議会との対話集会の開催について」の説明を求める。

多治見市議会 議題 2（資料 2）

令和 3 年度市民と議会との対話集会の開催についてお知らせする。議会が主催する市民と議会との対話集会であるが、平成 22 年から開催しており、今年で 12 年目となる。

今年は、一つのテーマで全議員が出席してみなさまをお迎えし、小グループ、車座になって話をさせていただく予定。ついては、みなさまのご参加をお願いしたくご案内申し上げます。

対話集会の開催チラシについては、12 月の広報配付時に、地域に配付させていただくため、地域回覧にご協力願う。

開催日は、令和 4 年 1 月 24 日（月）、開催場所は、バロー文化ホール大会議室で、テーマは「やくもと陶器とまちづくり」とする。1 回目は午後 2 時から、2 回目は午後 6 時からの開催とする。また、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、時間を短縮して 1 時間の開催とする予定。

前回総務会でご質問いただいた今回の対話集会のテーマであるが、「陶器のまち」から「陶器にふれるまち」へということで、「陶器にふれるまち」のイメージがわかりにくいとのご指摘をいただいた。

これまでの、陶器を売るという商売としての陶器のまちから、各方面の取り組みによ

り、美濃焼の文化のまちとして変革、発展しようとしている。

また、総務会でも質問をいただいた「やくも」であるが、手元資料「ロケーションマップ」をご覧いただきたい。

ロケーションジャパン×多治見市ということで、「やくならマグカップも」ロケ地マップになる。

現在全国放送でアニメ「やくならマグカップも」が放送されている。資料の中ページにあるように、多治見のまちがそのまま、アニメとなって放送されている。すごく人気があり、先日も声優の方のイベントがあったが、インターネット上では「神イベントである」と非常に注目を浴び盛り上がっている。

こういったことが今後もっと広まっていく中で、多治見が美濃焼の文化のまちとして今後発展していくためにみなさまのご意見を賜りたいと考えている。

ぜひ、みなさまのご参加をお待ちしている。よろしくお願いいたします。

区長会長

「議題3：令和3年度市民と議会との対話集会の開催について」、質問はあるか。

区長

意見なし。

区長会長

第2部として区長会意見交換会では市議会議員の方々にも参加いただく予定であり、表裏一体として、市民と議会との対話集会にも参加できたらと考える。みなさまの参加もお願いします。

【区長会事業】

(3)「区長会議開催日時に関するアンケート調査票」への回答協力をお願い

区長会長

「議題3：「区長会議開催日時に関するアンケート調査票」への回答協力をお願い」について説明を求める。

区長会事務局

議題3（資料3）

今年度も半年が経過するので、そろそろ今年度の開催状況を検証し、令和4年度の開催日時を検討したいと考えている。

については、お手数であるが、今年度「土曜日午前」の開催になったことも含め、みなさんの意見を伺いたい。2ページ目以降の「区長会議開催日時に関するアンケート調査票」へご意見等をお寄せいただき、区長会事務局へ10月29日（金）までに提出いただくようお願いする。

いただいた回答を踏まえ、12月開催の次回区長会議で令和4年度の開催日案を提示したいと考えているので予定いただきたい。

最後になるが、当該アンケート調査票は、区長会のホームページにデータを掲載しているため、必要に応じて活用いただきたい。

区長会長

現在、「区長の負担を少しでも軽くするにはどうすれば良いか」ということを一番に考え、取り組んで来たところである。その一環として区長会資料の事前配付も行って来たところである。

開催日時や開催方法についてはいろいろなご意見があると思う。今後若い方に担っていただくことも念頭にいれ、いろいろな見直しを行っているところであり、今年度の開催状況を踏まえ、ご意見を承り、しっかり検討を重ねていきたいということである。

議題3：「区長会議開催日時に関するアンケート調査票」への回答協力をお願いについて、質問はあるか。

区長

質問なし。

区長会長

引続き、見直しを重ねながら改善を図っていきたいと思う。

(4) 意見交換会のテーマに関する意見について

区長会長

「議題4：意見交換会のテーマに関する意見について」説明を求める。

区長会事務局

お忙しい中、各区の状況及び区長の意見をお寄せいただき、誠に感謝申し上げます。

みなさまからいただいた各区の状況及び意見を簡単ではあるが、とりまとめたため報告する。

今回の意見交換会では、4つのテーマのうち、「小中学校の通学区域と区の区域が一致していないところがあることについて」は取り上げないが、そのテーマも含め、4つのテーマに非常に多くの意見、事例を紹介いただいた。

本日この後の区長会議第2部の意見交換会の際には、これらの内容を踏まえ、各区で取り組めることや、区長会として市へ提案、要望することがないか等について意見交換できればと考えている。

また、資料4、横書きの資料を配付しているが、「町内会、区からの脱会防止対策について」のテーマは、平成31年度、令和2年度にもテーマに掲げ意見交換をしており、そのとき出された意見を第33区区長がまとめてくださったものである。この内容も確認いただき、本日の意見交換会に活かせればと思う。

なお、これらの資料については、先日の区長会総務会でも確認いただいている。

その際に、テーマ「200世帯未満の近隣区が共同で活動すること」について意見交換するにあたり、このテーマは区長会サポート委員会から提案されたものであるため、サポート委員会で提案された経緯等が知りたいとのご要望があったため、本日追加資料を配付している。

A4縦の資料「意見交換会のテーマ「200世帯未満の近隣区が共同で活動することについて」に関するサポート委員会での議論について」という資料になる。

資料4の12ページ、下段に「イ 方法案」に記載の「具体的な区長選出例・・・別紙」が不足していたため、本日追加資料として配付している。合同区で役員を選出する際の一つの案としてご提出いただいたものであり、あわせて確認・参考にしていきたい。

区長会長

議題4：「意見交換会のテーマに関する意見について」、質問はあるか。

区長

質問なし。

区長会長

先ほどの説明にもあったようにこれまでも何回か意見交換会を開催している。どちらかという、区長それぞれのご苦勞に関する情報の情報交換に終始してしまい、それが市や議会へ伝えきれなかった面もある。

回を重ねるに従って、この意見交換会で出された意見を区長会として市や市議会へ「こういう風にして欲しい」という提案を求めているような意見交換会になると良いのかなと思う。

本日の意見交換会ではそのようなことも念頭に入れ意見交換いただけると尚良いと思う。よろしく願いしたい。

(5) 区長会議及び意見交換会の開催について

区長会長

「議題5：区長会議及び意見交換会の開催について」説明を求める。

区長会事務局

議題5（資料5）

9月30日まで発令されていた緊急事態宣言は解除されたものの、今後も同様の状況が発生する可能性もあることから、コロナ禍における区長会議及び意見交換会の開催方針について相談したく、付議する。

最初に区長会議については、緊急事態宣言発令中は開催しないこととし、続いてまん延防止措置が発令されており、さらに「東濃5市緊急事態宣言」が発令されている時には原則開催しないこととする。ただし、最終的な開催の可否については、付議議題の内容を精査し、総務会もしくは幹事会で最終判断することとしたい。

また、まん延防止措置のみが発令されている場合も、同様に付議議題の内容を精査し判断したい。

続いて意見交換会については、一定の間隔は確保するものの、区長会議と比べて区長同士で話す機会も増えることから、緊急事態宣言及びまん延防止措置が発令されている場合は、一切開催せず、次回区長会議へ延期することとしたい。

以上の方針案を総務会でまとめ、今後のこの方針で進めたいと考えるがいかがか。

区長会長

議題5：「区長会議及び意見交換会の開催について」、質問、意見はあるか。

区長

質問、意見なし

区長会長

原案通り、今後は対応することとする。

【配布資料について】

区長会事務局

本日は4点配付している。

最初に配付1点目であるが、第1区から生田公園紅葉まつりを今年も11月14日から20日まで開催する予定であるため、ぜひお越しいただきたいとの案内があったのでお知らせする。詳細については、後ほど第1区区長から紹介いただく。

続いて2点目であるが、本日チラシを席に配付した。滝呂校区29区、38区、40区が合同で11月27日（土）に「滝呂ブラブラまつり」の開催が予定されている。3つの区が共同で開催する催事となっているため、ぜひご覧いただきたいとの案内があったのでお知らせする。詳細については、こちらも後ほど区長会長から紹介いただく。

続いて、3点目、4点目である。くらし人権課主催で11月に2つの講演会を開催する。既に広報たじみでもお知らせしているが、区長のみなさまにもお時間が許す場合はぜひ参加いただきたく、改めて案内する。

最初に11月4日開催の男女共同参画講演会であるが、三重県の鈴鹿市長である末松氏からご講演いただく。続いて11月17日開催の犯罪被害者等支援講演会では、犯罪被害当事者ネットワーク「緒あしす」代表の青木氏をお迎えし講演いただく。

どちらも新型コロナウイルス感染防止対策で事前申込みが必要となるため、参加いただける場合は、名前、住所、連絡先電話番号を、電話、メール、郵送、窓口いずれかの方法でも構わないので、くらし人権課までお知らせ願う。

詳しくはチラシを参照いただきたい。

それでは、第1区区長から生田公園紅葉まつりについてご紹介願う。

第1区区長

貴重な時間をいただき、感謝申し上げます。

パンフレットをご覧いただきたい。

今年も生田公園紅葉まつりを開催する。今年で12回目となる。

見どころは、ライトアップを11月14日から20日まで行い、会場の中を流れている神洞川の水面に映る逆さ紅葉、また、夕日の映える紅葉も非常にきれいであるので、ぜひこの機会にお越しいただきたい。

初日11月14日にはイベントも予定しており、子ども向けのゲームやビンゴゲーム、いろいろある。区民以外の方も無料であるのでお越しいただきたい。近隣市でも紅葉ま

つりを大規模に開催し、大勢の方が来場されるようであるが、生田公園紅葉まつりはゆったりと鑑賞することができるのでぜひお越しいただきたい。

区長会事務局

続いて区長会長から滝呂ブラブラまつりについてご紹介願う。

区長会長

滝呂ブラブラまつりであるが、コロナの関係で3回延期となった。先ほど事務局からも説明があったが、滝呂校区 29 区、38 区、40 区が会場となる。3つの区が共同で多治見市のまちづくり活動補助金を活用し開催する。

内容については、資料にもあるが、ご自宅の庭先、ガレージ、内容によっては、集会所で、ご自分の趣味の作品を展示したり、即売したり、中には本職の元寿司職人が一日寿司店を開業したりする。そのほかちびっ子が青空市場を行ったり、ワンコインネイルサロンは実際にネイルサロンをしている人が先着 10 名にワンコインでネイルをしたりする。また、前髪無料カットなどのイベントも行う予定。

それぞれ 60 の店が、みなさまをお待ちしている。集会所では絵画等の作品展示、歌声喫茶、音楽を嗜む人々のバンド演奏なども予定している。

当初は 10 月 30 日の開催を予定していたが、開催を決定する時期には、新型コロナウイルスの影響を受け緊急事態宣言が発令されていたため、11 月 27 日（土）に延期開催することとなった。

屋内での行事を極力少なくし、屋外のそれぞれのご自宅の庭先を使って出店し、さらに三密を避けることを考え、開催したいと考え、役員、出店者一堂、準備に取り組んでいる。

夏まつりや秋まつりなど伝統的に行っていることは多々あるが、時代の趨勢と、役員の弱体化、というのは、仕事等の都合により準備に集まることができない方が増えてきて、役員だけでは対応できなくなってきた、ということで、規模が縮小していくことが多くなっている傾向がある。一方この滝呂ブラブラまつりの良いところは、参加してくださる方が、自発的に自分の自宅の庭先で、いろいろなことを披露し、お迎えしてくださる。意気込みの程は大きなものがあり、義務感でやっているのではなく、自分の楽しみを近所の方々に披露したい、それにより近所の方々との対話が弾むだろうということを考え準備を進めている。近所の人であっても「こんなことをしていたのだ」という発見があったり、これをきっかけに対話が弾んだりということが準備段階から始まっている。

みなさまもぜひお誘いあわせの上、ご来場いただけたらと思う。

第 40 区の役員の中で、ちょい飲み屋を計画している。新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況であるため、やり方を検討中である。テイクアウトになってしまうかもしれないが、アルコールとおつまみをセットして 200 円くらいで、提供できればと考えているのでぜひお立ち寄り願う。

お越しの際は、私の携帯に連絡いただければお迎えに参上するので、お知らせいただければと思う。

区長会事務局

以上で配付資料についての説明を終了する。

区長会長

配付資料について何か質問はあるか。

区長

質問なし。

【その他】

区長会長

その他、全体で質問等あるか。

区長

区長会の県外視察研修についてご提案する。

我が区の役員・班長会において「区長会で実施している県外視察研修について少し見直しをしていただいているかどうか」との意見が寄せられた。

毎月1回役員・班長会を開催しているが、先月9月の会で提案されたものになる。

例えば、経費のかからない県内施設視察研修や、多治見市内でできる町内会に関する講座等、県外視察研修を、経費をできるだけ縮減した視察内容に見直せないかとの提案である。

県外視察研修を100%悪いことと思っているわけではないが、この提案の考え方にも一理あると思ひ提案させていただいたところ。

現在新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から2年連続で県外視察研修が中止となっている。この時期に一度原点に立ち返り、県外視察研修のあり方をどう考えるのか、今後どうしていくのかを考えていくのが良いのではないかと思う。

提案の意図を簡単に説明すると、区長会視察研修の費用は、年度当初に承認、徴収され、どこの区でも区費から支払われているのではないかと思う。地域のお金を使う事業であることから、ここで、飲食、宿泊を伴う本事業を見直す時期に来ているのではないかとの提案である。ぜひ区長会議として取り上げていただきたく、提案する。

区長会長

区長会市外視察研修については、これまでもいろいろな意見が寄せられている。区長会のあり方について、現在いろいろな方面から見直しをしている中で、本件についても見直しをしていく必要があると考える。

ご意見にあったように現在していることがすべて悪いというわけではないかもしれないが、時代背景、それから各区長のいろいろなご意見も踏まえ見直しをかけていきたい。

ただ、本日この場でいきなりというのは議論が散漫になってしまうため、一度幹事会、総務会で議論・整理させていただき、区長会議で議論をさせていただきたい。必要に応じてみなさまにアンケートをお願いするかもしれないが、その際はご協力をお願いしたい。

区長

異議なし

区長会長

それでは幹事会、総務会でのたたき台を考え検討する。

区長会長

私からも別の件で提案したい。

記憶にある方もあるかと思うが、数年前まで防犯灯のLED化補助制度があった。

先般、防犯灯数、そのうちのLED化されているもの、していないものの数について調査があった。調査をしてみると、全部LEDに切り替えたと思っていたが、何らかの手違いで一部LED化できていないものがあることがわかった。

また、LED化工事が終了後には、LED化されたことを電気事業者から中部電力に報告しなければならないところ、うまくできておらず、蛍光灯として電気料金が徴取されている箇所もあることがわかった。こちらについては、区長では修正を受け付けてもらえないということで、電気事業者にお申し渡し解消したところであるが、LED化できていないところは今後の電気代節約の観点からも、改修をしていきたいと考えている。

ところが、現在は、LED化補助制度はないということで、乗り遅れてしまった形である。そこで、なんとかこの制度を復活していただきたいと思ひ、区長会として市へお申し渡し、もう一度LED化を進めるようご尽力いただけないか求めていきたいと思ひが、いかがか。本来補助制度のある間に取り組まなければならないことは充分理解しているが、それでも漏れがあったということを理解いただき、お申し渡し、すべての防犯灯をLED化していきたいと思ひがどうか。

同様のケースの区、町内会があるかわからない。すべて切り替わっているところは関係ないかもしれないが、区長会として提案できればと思ひがどうか。

区長

私の区でも今年度の防犯灯の調査を協力して進めてきたところであるが、中部電力か

ら、料金は領収書もしくは口座振替明細書が送付されてきている。

今回の調査に先立ち、中部電力に防犯灯の位置等の管理はどのようになっているか問合せをした。しかし中部電力も担当により回答が異なり、中には中部電力では管理はしていないと言われる方もあった。位置等を把握していないのであれば、何を根拠に料金徴取を行っているかわからないということになり、担当により、徹底されていない実態があることがわかったところである。

中部電力にさらに確認すると、トータルで料金請求されているが、それぞれの防犯灯にLED、蛍光灯等、何が付いているか、を電気事業者の申請によって、振り分け、それぞれの料金の単価に応じて料金を請求していることがわかった。

つまり、電気事業法により、防犯灯を設置した事業者、LED化した事業者は中部電力にその結果を申請することになっている。そうであれば、何故中部電力でその管理ができていないのかということになる。

これについては、中部電力の問題であるかもしれないが、いずれにしても防犯灯の統一的な管理ができていなければ、明細書が発行できないので、その点を十分に話し、今回の調査にあたり、防犯灯の設置場所位置図とそれぞれに何が付いているかを把握できる資料を提供していただいたところである。

その上で、果たしてその通り設置されているか各町内会で確認整理したところである。

何でこんなことになってしまうのか不思議に思ったところであるが、いずれも当事者意識がないことが問題であったと思う。

この辺を今一度見直し、きちんと料金支払の対応をしていかなければと思う。

区長会長

他に意見はあるか。

区長

私の区で調査するにあたり一番困ったことは、区で管理していない防犯灯がたくさんあり、さらにその中にはLEDでないものが多く存在していることである。

今回の調査にあたり、町内会長にお願いし、町内にある防犯灯についてそれがLED化されているのかどうか確認してもらった。中部電力から届いている領収書と照らし合わせ確認したが、それでも非常に混乱した。

最終的には町内で、区で管理している防犯灯1灯のみがLED化されていないという形になった。本当にLEDでないかどうかは調べるすべがない。

誰も資料を持ち合わせていないし、我々のところにあるわけでもないし、領収書だけしかないのです、それから類推し報告したところである。

区で管理していない防犯灯の管理はどのようになっているのかお尋ねしたい。

区長会長

私の区で確認した方法をお知らせする。領収書を見てみると、LEDと他の契約では明らかに料金が異なる。LEDでないものは料金が低い。先ほどお知らせしたとおり、LEDが設置されているのに、電気事業者の申請誤りで一部料金管理上はLEDとなっていないものもあるが、ある程度仕分けができる。

区長

区の管理になっているものについては、そのように確認することができるが、区の管理になっていないものの確認はどうしたらよいかということである。

区長会長

区の管理でないものはLED化を区で行う必要はないのではないかと考えるがどうか。

くらし人権課

区で管理しているもの、町内で管理しているもの、市で管理しているものの3つあり、そのことをご指摘されているのかなと思う。

市長

市で管理しているものは、「道路照明灯」が正しい呼び方である。これについては、かなり大きいサイズで、見た目はウルトラマンの目のような形をしているものが多い。こ

の「道路照明灯」については、稀に、商店街が設置しているものがあるが、基本的に市が管理している。市が管理しているものは「道路照明灯」か、公園に設置してある「照明灯」である。

蛍光管みたいなもので市が管理しているというものはない。

区は管理していないけれど地元にあるという灯がどういうものか、もう少し具体的にお知らせ願いたい。

区長

池田から小泉に抜ける道路上にあり、主に横断歩道のところに設置しており、一部交差点でもないところに設置してある。町内会で1灯のみLED化されていない状態となっている。

市長

後ほど、個別に事務局が位置等をしっかり確認させていただき、どこの管理か確認したい。

市長

多治見市内にある防犯灯は、かつてはすべて蛍光管であった。私が市長に就任してから、LEDの金額が下がってきた。それからLED化すると、電気代が格段に安くなる、寿命が格段に長くなるということがわかった。そこで、2分の1補助制度というのを立ち上げた。多治見市も半分費用負担するが、地元も半分費用負担をするというものである。一気に地域の蛍光管の防犯灯がLED化をしようという計画を立てた訳である。計画というのは一定期限までに補助するというものであり、期限を決めて実施しないと、スピード感を持って対応することができないため、一旦期限を切って実施したところである。

期限を過ぎたものの、もう一度補助制度を復活させて欲しい、あるいは、当時は財政的に厳しくてLED化の流れにのることができなかった区も2分の1補助制度を再度行いLEDにして良いということはこの区長会議の中で決めていただき、市へ要望いただければ市役所はそのように動く。

前回の期限付きの補助制度の時にしっかり対応した区から今回補助制度を復活させることに「異議あり」との声が上がれば、市役所はどのように対応すべきか困る。

したがって、1灯、2灯の取りこぼしがある、あるいは、区の中で半分くらいの防犯灯について当時は財政的に改修費用を捻出することができなかったが、そういった区が今回LED化し、それに対し補助金を支給することに「賛同」ということであれば、その辺りをはっきり区長会の中で一致させ要望していただければ、今なら来年度予算に間に合わせることも可能であると思っているので、区長会として議論をお願いしたい。

区長会長

他に意見はあるか。終了時間が迫っているので手短にお願したい。

区長

先ほど話があった管理の件については、どのようか。市が管理しているものについて管理番号が付番されていないものがある。私も全部確認して回ったが管理番号が付いていないものがある。これが市のものか区のものか、番号が付番されていない。

照明灯か防犯灯か、その区別が付きにくいということが一番の課題だと思うのでその点を改善願いたい。

区長会長

区別については、くらし人権課と別途話をしていただきたい。

今回の市長の話は、「この会議でLED化の補助制度を復活させて欲しいかどうか議論いただきたい」と言うことであるので、それ以外の話については、個別対応とさせていただきます。

ここで、防犯灯LED化補助制度について賛成の方は挙手願う。

区長

待っていただきたい。

区長会長

防犯灯LED化補助制度以外の話かと思うので、今回は補助制度の復活の話をしたい。

ご理解いただきたい。

- 区長 防犯灯について契約当事者は町内会である。区ではない。
- 区長会長 契約当事者がどちらであっても、補助制度は適用されるのでその点は問題ない。
- 区長会長 みなさまにもう一度お尋ねする。防犯灯LED化補助制度の復活について賛成の方は挙手願う。
- 区長 <大多数の区長が賛同の挙手>
- 区長会長 賛成多数と言うことであり、市長ご検討をお願いしたい。

【区長会の今後の日程について】

- 区長会事務局 今後の区長会の日程についてお知らせする。
- 第5回区長会議については、12月25日（土）午前9時から、本日と同様、産業文化センター5階大ホールで開催する。会場の都合上、開示開始の10分前、午前8時50分の会場となるので何卒よろしく願います。また、第2部として本日と同様に意見交換会を開催する予定であるため、あわせてご予定願う。
- また、第5回区長会総務会については、12月9日（木）午前9時から、市役所本庁舎2回大会議室で開催する予定。あわせてご予定願う。
- 当該会議の開催については、後日改めて文書で通知させていただくがご予定願う。
- そのほか、例年11月に県内各市の自治会が集まる岐阜県自治連絡協議会研修大会が予定されていたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から今年度は中止となったのでお知らせする。
- さらに、区長活動謝礼金の後期支払を10月18日（月）付けで、指定口座へ振り込みさせていただくため、確認いただきたい。
- 最後になるが、本日会場出口手前右側に、「暮らしの安全カレンダー」を配置している。消費生活の注意事項、例えば詐欺被害防止に向けた注意事項等が紹介されたカレンダーとなっている。全区、全町内会分をご用意することができないが、配付できるだけ全部持参し、配置しているため、お帰りの際、お入用の場合はお持ち帰りいただきたい。
- 区長会長 予定された議事は終了したが、全体で質問等あるか。
- 区長会長 これをもって区長会議第1部を終了する。

- 開催日時： 令和3（2021）年10月16日（土）
第2部：午前10時15分から午前11時30分ごろ（意見交換会）
- 開催場所： 多治見市産業文化センター 5階大ホール
- 出席者： 区長47名、サポート委員4名、市長、市議会議員、市議会議員
- 会議内容

以下の3つのテーマのうち、各区長が希望するテーマでA～Fの6グループに分かれ、意見交換会を開催。

テーマは以下の3つ

- ①【Aグループ】：福祉委員、体育委員、青少年まちづくり委員灯各種委員の活動内容の整理について
- ②【B、Cグループ】：200世帯未満の近隣区が共同で活動することについて
- ③【D、E、Fグループ】：町内会、区からの脱会防止対策について

(1) 各グループにわかれ、それぞれ意見交換 (30 分程度)

(2) 各グループの発表

Aグループ

各区から選出される各種委員の活動内容について話し合いを行った。

最初に各区長から各区の現状について情報交換を行った。5分程度ずつ話をしていた為、ほとんど情報交換で終了してしまった。

ただ、その中で、他の区にとって非常に参考になる取り組みの紹介が多々あり、意見交換を行って良かったと思う。

情報交換する中で出てきたことの一つは、委員会活動を充実改善していくことである。長年、委員会活動は毎年同じことの繰り返しである。いかに時代のニーズに合わせて変えていくかということが一つ大きく課題となった。

もう一つは役員の選出、委員の選出であるが、これは町内の輪番制で選出しているので、それほど大きな問題ではないが、各町内の高齢化が進み、委員のなり手がなく兼務をしているという状況が浮かび挙がった。例えば班長と委員、町内会長と委員というような形で兼務をしている区がたくさんあった。

一方で委員会活動を充実させていこうと思うと、委員に大きな負担がかかる。そうすると兼務で良いのかという課題が出てくる。つまり、兼務することの是非が課題に挙がる。

もう一つは、1年1年で委員が交代すると、今年、このように改善してはどうか、こんなことに取り組んでいくと良いだろうという展望が持ち上がっても、委員が代わるとその思いが消えてしまう。そういう意味で委員会の活動をどうやって改善していくか、そういう意味で委員を継続して担っていただけるような改善策は何かについて、意見が少し出たものの、今回は現状の情報交換で終了した。

次回12月に、今の課題についてそれぞれ改善提案を出し合い、更なる意見交換をしようということで締めとなった。

Bグループ

200世帯未満の近隣区が共同で活動することについて話し合いを行った。

最初に各区で取り組めることについて意見を出し合ったところ、200世帯未満でも困っていないという区や、200世帯未満ではあるがこれが適正数だという区もあった。

今は良いが今後のことを考えて進めるには、600世帯ぐらいの規模にして代表者を選出した方が良いのではないかと意見もあった。とりあえず、これについてはそれほど意見が出ていない。

グループの中で他に意見が出たのは、区長が単年で終わってしまう。そうすると、こういった諸問題について、議論もできず、改革もできないというのが現状だということだった。ただ一方で、スムーズにうまくいっている区は、ここ5～6年は大丈夫だとの感覚であるので、その辺りの意見の取りまとめができていない。

続いて区長会として取り組んでいくことであるが、先ほど申し上げたとおり、区長会として以前から単年で終わることがないよう、なんとか2年もしくは3年継続して区長をお願いできないかと話しているが、その点については賛同者が多かった。なので、なるべく区長会でそういうことができるような体制づくりを進めていけたら良いという意見があった。

次に3点目として市へ提案すると良いことであるが、連合制を提案する。土岐市、岐阜市、可児市もそうであるが、連合制で自治会運営をしている。そういう形にしようとするれば、多治見市であれば、校区を連合制の頭にして進めたらよりうまく進むのではない

いかということを経長会として市へ求めていってはどうかという意見となった。

それから 200 世帯未満の区をなんとかくっつけて 400 世帯、600 世帯ぐらいにして区長の数を減らしてはどうかとの意見については、問題があるところのみくっつけて問題がない場合はそのままでも良いのではないかとの意見もあった。しかし、今は全く問題がないところも含め、近隣区で話し合いを進めていき、なんとか今の連合制のような形へ促していくこともありではないかとの意見もあった。

今回はこのような課題をより掘り下げるところまでは行かなかったが、課題について意見交換することはできた。

Cグループ

200 世帯未満の区が共同で活動することについて話し合いを行った。

Bグループと同じテーマで話し合い、各区の状況について話をしてもらったところ、区によっては、区独自で問題なく活動できるところもあるが、やはり 100 世帯とか、150 世帯程度では、例えば市からの要請など、事務的なことに追われてしまい、独自の活動を行うことはできない。やはり先ほどの話にもあったとおり、1年で役員が交代してしまうので、なんとか1年をやり過ぎし交替するということが多いとのことであった。

例えば、区によっては、活動は難しくなってきたけれども、高齢者が多くなってきたので、それら高齢者を見守る活動だとか、あるいは事件が起きてしまったので、防犯灯だとか防犯カメラについての話であればまとまるということはある。しかし全体として何かを行うということはなかなかできない。なので、区の合併も大事であるが、特に学区区でまとまる、それだけで全部解決する訳ではないが、皆さんの意見を聞くと、連合制のようなことを進めて欲しいとの意見もあった。

合併も進めて欲しいと思うが、一つ問題は、今やっている区長に「そういうことを全部行って」と言われてもできない。そこで、区長会もそうであるが、市にも行政的な立場も含めて主導的な役割を果たし連合だったり、合併だつたりを進めていただけたらという意見もあった。

Cグループとしてはこのような意見で本日はまとまった。

Dグループ

一番の課題は、役員の任期が短いと言うことで、脱退したい方に対し町内会長なり班長なりが町内会に加入しているメリットやデメリットをうまく話ができないと言うことが課題だとの意見があった。

「高齢だから」、「役員が回ってくるから」が脱会の理由になっている。そういう方には、85歳以上の方には役を回さないなど、町内会や班で話し合いをし、高齢の方には便宜を図っていくというようなことをしている区もあった。

先ほど町内会の加入メリット等についてうまく話せないという意見があったことを紹介したが、こちらに区長会が作成した「町内会加入のご案内」というチラシがある。これについては知らない方もあるようであるが、私も最近知り、町内会長、民生委員、福祉委員に配付し、さらにこういう案内をしてくださいとお願ひし、町内会への加入を勧めている。

このチラシにもメリットが書いてあるので、みなさまにもお知らせしたい。

そのほか、脱会者に対し、区の広報や独自に文書を作り、その方にメリット、デメリット等について記載し、脱会者や新たな加入者に説明する際に活用しているという区もあった。

町内会の加入率をある程度調べたところ、やはり、高いところは 95% ぐらいの加入率であった。私の 30 区は 62% ぐらいで、グループの中でも低かった。

一戸建て世帯が多いところは加入率が高いが、私の区でも 2,000 世帯強あるが、その

中にはアパート等もある。アパートの方は加入をしない方も多い。未加入者に対するアプローチがあまり進んでいない点についても今後取り組んでいけたらと思う。

結論的になるが、区に、町内会への加入は任意ではあるが、いざという時にお互い助け合えるそういう地域をつくるためにも、やはり町内会なり、区に加入していただくことが必要かなと思う。

未加入者に対する対応について今後市へ何か提案できればと考える。

そのほか、ごみステーションの問題とか防犯灯の問題などがある。ごみステーションについては、町内会に加入している人が管理しているが、未加入者は何もせずごみだけ捨てている。そこに不公平感が生じている。その辺りも考えていかないといけない。

今後も加入率が増加するようにいろいろな意見を出し合っていきたい。

E グループ

全部の項目について話すまでには至らなかった。

私としては参考になる話がいくつかあった。

アパートの住民に対する町内会の加入に関し、ある区では、アパートの経営者や管理人に、アパート住民に対する町内会の加入を働きかけているということであった。

ヒントとしては経営者の管理組合みたいなものがあるため、そこに話をし、入居するときに、町内会費等について話をしてもらい、会費の集め方は一律にならないかもしれないが、例えば、家主や管理会社だけでも町内会に加入してもらう方法もあるということであった。一番良いのは住民全員が加入するのが一番であるが、それらは求めているものの難しい場合は家主、管理会社だけでも加入してもらうようにしているとのことであった。

私の町内でも同様の事例があるため、早速そういった管理組合があるか確認し、次回の意見交換会で結果を報告できるようにしたいと思う。

それから、町内会費、防犯灯のあり方についても話が出た。

町内会費の使い方の説明がきちんとされているようでされていないとの話が出た。意見の中には総会資料をきちんと回覧すれば良いのではないかというものもあった。しかしそれだけではなかなか理解いただけないのではないかということで、4月当初の班長会の後に、役員に対し、町内会費の使い道をA4、1枚にまとめ説明している。一枚の資料であるため、総会資料はなかなか見なくても、1枚の資料であれば一目で理解いただけると考えている。

ちなみに私の区では、各町内会とも1,000円を徴収し、そのうち、250円が区へ、750円が町内会へととなっている。中にはもっと安いところもあるかと思うが、それらの使い道について先ほど説明した通りの資料を用意し、各戸配付し理解をさせていただいている。

また、町内会の行事の中に、毎年春と秋にバス旅行を行っている。春はイチゴ狩り、秋はみかん狩りが多いが、バスが4台から5台、200人から230人の参加がある。その場所で町内会費の使い道を説明している。何故バス旅行がこの参加費で開催できるのか、お金がないと、こういうこともできない。そういった説明をしている。

集会所が潰れても修理できない、防犯灯が壊れても修理できないということを説明している。一部しか参加しないバス旅行への区費、町内会費の投入など、一部不公平感はあるかもしれないが、概ねの理解を得ているところ。

バス旅行に参加できない体が不自由な方については、あいのりタクシーの制度を導入している。あいのりタクシーの制度は町内会費と自己負担と市の負担で成り立っている。その点もきちんと説明している。

高齢の為に役員を担うことができないから退会するという方多くあるが、そういう方

には、「役ができなくなってからこそみなさんのお世話になるケースが出てくるのではないか」と話している。それから「お年をとるまでの間に何回でも役員を行ってきている。それでも役員をやれという方は間違っている」と話をしている。

しかし、それでも今後は難しい問題が出てくると思う。そこで、一部の業務を切り取って、回覧板を回すとか何かを集めるといった作業については、区や町内会でアルバイトを雇ってどのくらいの給料になるかわからないが、お願いするということもありなのではないかと思う。ただし、これにはお金が必要になるので、町内会費は下げないと言っている。仮に市から補助金がもらえるとしても自治会が立て替えなければならない。毎月 1,000 円集めているので現時点ではお金に困っていないのでこれくらいのことはなんとかできている。そういったことをきちんと加入者に説明している。

私のグループでは、全部の課題について話し合いをすることができなかった。特にアパートの住民に対する加入案内については非常に参考になったので、紹介するとともに私も取り組みたいと思う。

F グループ

過去の 2 年間、町内会から脱会したい人、加入を拒否する人が増えてきたということで、このテーマで意見交換を重ねてきた。これまで話し合われた内容について、本日の区長会議の資料で「脱会、加入拒否の状況として寄せられた意見」「脱会、加入拒否への対応として寄せられた意見」の二点でまとめ、提供していただき、これを踏まえ、自身の区がどうか意見交換をした。

やはり 2 年間話し合ってきたことと、本日ここで話し合われたことはそんなに大きな違いがなかった。先ほど、同じテーマで話をしている D、E グループの発表を聞いても遜色ない。

先ほど高齢で役ができない、アパート等に入居している方は、一時的な入居なので、それぞれの入居者が加入してもらえない。それから町内会加入のメリット、デメリットをうまく話せないという点も同じような意見が出た。

脱会及び加入拒否の対応、対策として意見を伺ったところ、区長や町内会長がチラシ等を活用して交渉をしたいとの意見が多かった。

そんな高齢者の役員免除については、F グループでは 80 歳以上は免除しても良いのではないかとの結論になった。それから区費や町内会費の集金方法については、経済的に会費が払えない世帯については、減額や免除を相談しても良いのではないかということ意見がまとまった。それから区費と町内会費の集金方法については、区費や町内会費を別々に集めるのではなく、区費は町内会費と一緒に徴収し、区費は町内会から払ってもらうようにする。そうすれば、区費は払ってもらえないということは回避できるのではないかと思う。

そのほか、役員数を減らすという努力を我が区では行っている。区長になる前は 6 名の役員で対応していたが、町内会が脱退等で減ったので、区長 1 名、副区長 2 名その 2 名の副区長には、体育委員長とか、青少年委員長とか、福祉委員長とか、会計とかを兼務させている。副区長が兼務する体育委員長が、副委員長だけ選任する。したがって、区の役員が 4 名で、後は町内会長という形にしている。

それから区長会として議題として取り上げてほしい内容がある。

ごみステーション、リサイクルステーションの管理は町内会や区で管理しているが朝サンテナ等を並べ、すぐになくなってしまふ。規約では 1 時間程度、立ち番をしなければならないことになっていると思うが、そのルールが守られていない。その結果、通りすがりのごみステーションは勝手に置いてかれてしまい、ルールが守られていない状

況になる。これが規律を乱す原因になっている。そこで、区長会でごみステーション、リサイクルステーションの管理がきちんとされているかということを取り上げ話し合いをしたいと思う。

市へ提案したいことは、区、町内会に入会するメリット、デメリットをきちんとわかるようにしてもらいたい。メリットは助け合いの精神だと思うが、デメリットは災害が起きた時に助けてもらえるだろうか、それから市からの恩恵をきちんと受けることができるだろうかといったことだと思う。はっきりと表か何かにして住民に知らせられたらと思う。

今後も町内会から脱会する方や加入拒否する方がいると思う。連鎖的に広がっている。これをどうしたらよいかというのは真剣に考えないといけないと思う。これは区の問題ではなく町内会の問題であるとの意見も出た。25世帯くらいになってしまい、町内会の役を割り振るのですら難しい状況になっており、毎年誰かが兼務したりしなければならぬようになってきているとのことであった。

200世帯未満の区をどのようにしていくかの議論も出ているが、多治見市に50区も必要ないと思うので早急に対応をしていけたらと思う。

市議会の方も見えるので、その辺りも検討いただけたらと思う。

区長会長

本日は非常に有意義な区長会意見交換会となった。みなさまのご協力に感謝する。

市長、市議会議員のみなさま、大変お忙しい時期にもかかわらずご参加いただき感謝申し上げます。

また、サポート委員のみなさま、コーディネートも含め参加いただき感謝申し上げます。最後にこれを開催するにあたり、事務局にもお礼申し上げます。

次回も引続き議論したいのでよろしくお願ひしたい。それでは本日の意見交換会を終了する。